

食品安全委員会運営規程

(平成15年7月1日食品安全委員会決定)

最終改正：令和6年7月9日

(総則)

第1条 食品安全委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品安全委員会令（平成15年政令第273号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(開催)

第2条 委員会は、毎週1回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

(Web会議システムを利用した会議への出席)

第3条 委員は、やむを得ない理由があると委員長が認めた場合に限り、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web会議システムを利用した委員の出席は、食品安全基本法第35条第2項の「出席」に含めるものとする。

3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用して出席した委員は、その間、会議を退席したものとみなす。

4 Web会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。

(意見の開陳等)

第4条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

2 前項の規定に基づく出席は、会議の開催場所への参集又はWeb会議システムを利用することにより行うものとする。

(議事録の作成)

第5条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年7月9日から施行する。